

第 756 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 4 年 9 月 6 日（火） 1 4 時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置に伴う税関の対応について
 - (2) 不正輸出に関する情報提供のお願い期日指定について
（業務部 通関総括 1 部門 浦本 統括審査官）
 - (3) 商標権・意匠権を侵害する物品に対する水際取締り強化について
（業務部 西潟 知的財産調査官）
 - (4) 日タイ AEO 相互承認について
（業務部 佐々木 認定事業者管理官）
 - (5) RCEP 協定の HS2022 版品目別規則の採択及び AJCEP 協定の品目別規則の改正について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (6) 関税率表解説及び分類例規の一部改正について
（業務部 関税鑑査官部門 勅使河原 首席関税鑑査官）
4. 連絡事項等

関係者 各位

ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)により、ロシアからの金の輸入禁止措置を実施することが決定され、7 月 5 日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」によりロシアからの貴金属(金)の輸入禁止措置を導入することとされたところです。

これを受けて、ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置を実施するため、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件(平成 18 年財務省告示第 443 号)の一部を改正する財務省告示等が 8 月 1 日から施行されております。

税関においては、国際局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達(令和 4 年 7 月 29 日財関第 549 号: 下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、当該告示による改正後の告示は財務省ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

(掲載)

○税関ホームページ

令和 4 年 7 月 29 日財関第 549 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z549.pdf>

○財務省ホームページ

改正後の告示

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20220725-443.pdf

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

(業務部通関総括第 1 部門)

電話: 045-212-6150

○他法令確認について

(業務部通関総括第 3 部門)

電話: 045-212-6153

○外為法第 19 条に基づく許可について

(監視部総括許可部門)

電話: 045-212-6077



税関
Japan Customs

不正輸出の可能性に気づいたら・・・
情報提供をお願いします

例えば・・・

- こんな精密機械を何に使うのだろうか？
- 同時期に複数の輸出者が同一製品を輸出？
- 貨物の内容と仕向先が不釣り合いじゃないかな？
- データ保存されている記録媒体が輸出？

軍事転用のおそれのある製品や技術の不正輸出かも ⚠



あなたの気づきが**日本の国益**や
世界の平和を守るかもしれません

税関では、安全・安心な社会の実現に向けて
経済安全保障の確保に取り組んでいます

税関HP: <https://www.customs.go.jp>
密輸ダイヤル(24時間): ☎0120-461-961



税関HP
密輸情報提供サイト

関係者 各位

商標権・意匠権を侵害する物品に対する水際取締りが強化されます

2022年（令和4年）10月1日から、海外の事業者が郵送等により日本国内へ持ち込ませた模倣品（コピー商品等）は、輸入してはならない貨物に該当することになります。

ニセモノは 買わない・使わない・売らない・勧めない・騙されない・見逃さない
ように、よろしくお願いいたします。

（特許庁ホームページ抜粋）

海外からの模倣品流入への規制強化について

このページでは、令和3年商標法/意匠法改正（海外からの模倣品流入への規制強化の部分）に関する情報をお伝えします。

令和4年10月1日に、模倣品の水際取締りが強化されます。

令和3年5月に改正された商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化されました。これを踏まえて、令和4年3月に関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品が、「輸入してはならない貨物」として、税関の取締りの対象となりました。これらの改正法は、令和4年10月1日に施行されます。



これにより、個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで商品を購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）である場合、税関による没収の対象となります。海外の通販サイトなどで商品を購入する場合に限らず、国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため、ご注意ください。

制度に関する説明は、税関ホームページにも掲載しています。

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/index.html



【問い合わせ先】
業務部知的財産調査官
電話 045-212-6116

模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行

息子に勧められて、
買ったただけなんだけど…

本物だと思って
買ったのに…

せっかくバイトで
お小遣いを貯めて
買ったのに…

個人使用なら
いいんじゃないよ?



個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品

(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、
輸入できません!!



買う人は、
失う人。
No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



COUNTERFEIT GOODS

知的財産侵害物品って何？

知的財産侵害物品とは、商標権、意匠権、特許権、著作権のような知的財産権を侵害する物品や不正競争防止法に違反する物品のことです。ブランドのマークやブランド名、キャラクター、商品の形状などを真似して、本物であるかのように作られた模倣品などが含まれ、バッグ・財布・衣類・靴やスマホケースなど、品目は多岐にわたります。

経済への悪影響

知的財産侵害物品は、本物を製造・販売している企業の利益を害します。

犯罪組織の資金源に

知的財産侵害物品の販売によって得られた収益は、犯罪組織の資金源となっているといわれています。

健康被害

知的財産侵害物品は安全性が確保されておらず、使用することにより健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあります。

知的財産侵害物品は、けん銃や麻薬などと同じように、法律により輸入が禁止されています

INFORMATION

問合せ先（税関相談官）

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
羽田税関支署（旅客・手荷物）	050-5533-6962
成田税関支署（旅客・手荷物）	0476-34-2128～9
東京外郵出張所	03-5665-3755
横浜税関	045-212-6000
川崎外郵出張所	044-270-5780
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
中部外郵出張所	0569-38-1524
大阪税関	06-6576-3001
関西空港税関支署	072-455-1600
大阪外郵出張所	072-455-1850
神戸税関	078-333-3100
門司税関	050-3530-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
福岡外郵出張所	092-663-6260
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099
那覇外郵出張所	098-854-8292

詳しくは、「税関ホームページ」をご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ippan.htm>

知的財産侵害物品

検索



買う人は、失う人。
No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

模倣品の 水際取締り 強化!



税関
JAPAN CUSTOMS

RULE CHANGE

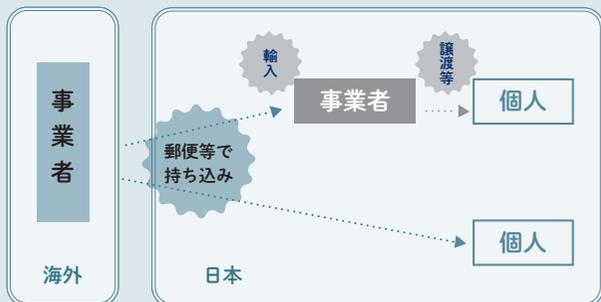
令和4年（2022年）

10月1日より、

模倣品の水際取締りが
強化されます。

令和3年5月に改正された商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為は商標権及び意匠権の侵害行為となることが明確化されました。

これを受けて、令和4年3月に関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、輸入できなくなりました。



- 新たに商標権・意匠権侵害と位置づけられた行為
- 改正前より、商標権・意匠権侵害とされていた行為

詳しいご説明

（税関ホームページ）はこちら→



Q.1

模倣品を輸入

しようとする…？



A.1 税関は認定手続を執ります

税関が知的財産侵害物品に該当すると思われる模倣品を発見した際には、その模倣品が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）を行います。

認定手続を行う際には、輸入者の皆様に認定手続を開始することを書面で通知します。また、認定手続において知的財産侵害物品に該当しないことを主張される場合には、その旨を証する書類を提出いただきます。

知的財産侵害物品に該当しないと認定されれば、貨物の輸入が許可されます。

Q.3

没収された場合、

返金してもらえるの？



A.3 購入先にお問合せください

購入代金の返金については税関では対応いたしかねます。商品を購入した通販サイト等にお問合せください。

Q.2

個人で使う

ものですが…



A.2 個人で使うものでもNGです

個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が商標権又は意匠権を侵害する模倣品である場合は輸入できません。税関による没収の対象となります。

国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため、ご注意ください。

Q.4

輸入者に

罰則はあるの？



A.4 輸入者に事業性がなければ罰則の対象とはなりません

ただし、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、輸入できません。なお、輸入者に事業性がある場合には、従来どおり、罰則の対象となります。

本年9月1日から 日タイAEO相互承認 が実施されます。

令和4年4月5日に財務省関税局とタイ税関局(Thai Customs Department)との間で署名されたAEO(Authorized Economic Operator: 認定事業者)相互承認に係る取決めについて、日本とタイにおいて当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月1日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

ベネフィットの概要

審査・検査の簡略化

- ▶ 日本のAEO輸出者の貨物がタイで輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、タイのAEO輸出者の貨物が日本で輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

ベネフィットの利用方法

1. タイにおける利用方法

- ① 日本のAEO輸出者の方は、「日タイ相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ② 皆様の「日タイ相互承認用コード」及び「[特定輸出者一覧](#)」上の英名※をタイの取引相手にお知らせください。
- ③ タイの輸入者がそのコードをタイでの輸入手続の際に入力することで、皆様の貨物がタイでの輸入手続において、相互承認のベネフィットを受けることができます。

※タイの輸入手続において、適切な仕出人名を入力しない場合、ベネフィットが受けられない可能性がありますので、ご注意ください。

2. 日本における利用方法

AEO輸入者
でなくても利用可！

- ① タイのAEO輸出者と取引を行う日本の輸入者の皆様は、タイのAEO輸出者が保有する10桁のコードを相手方に確認してください。
- ② 10桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸入申告の際に、輸入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの仕出人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：タイのAEO輸出者が保有するコード（10桁）の体系】

10桁の事業者ID：（例）THIE123456

タイのAEO事業者が保有する10桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規則	事業者ID(10桁)									

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規則	T	H	I	E	登録年	連番				
例	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆

(1・2行目挿入) A 0
zero



桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	0	T	H	I	E	登録年	連番				
例	A	0	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆



日本での輸入手続の際にNACCSの仕出人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

- 函館税関 電話：0138-40-4254
- 東京税関 電話：03-3599-6343
- 横浜税関 電話：045-212-6125
- 名古屋税関 電話：052-654-4169
- 大阪税関 電話：06-6576-3391
- 神戸税関 電話：078-333-3071
- 門司税関 電話：050-3530-8312
- 長崎税関 電話：095-828-8801
- 沖縄地区税関 電話：098-862-9291



[原産地規則とは](#)[協定・法令等](#)[原産地証明手続](#)[事前教示](#)[事後確認](#)

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定のHS2022版の品目別規則の採択について

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定のHS2022版の品目別規則の採択について

2022年6月30日、HS2012に基づくRCEP協定の品目別規則をHS2022に従って置き換えた品目別規則がRCEP合同委員会で採択され、2023年1月1日から実施されることになりましたのでお知らせします。同日以降、RCEP協定に基づく原産地証明書及び原産地申告はHS2022により記載されることになります。

[HS2022版品目別規則\(英文\)\(2023年1月1日～\)](#)

[原産地規則とは](#)[協定・法令等](#)[原産地証明手続](#)[事前教示](#)[事後確認](#)

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定に係る品目別規則の改正について

日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定に係る品目別規則の改正について

2022年8月26日

2022年8月24日、AJCEP合同委員会で、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定附属書二(品目別規則)の改正(現行のHS2002版からHS2017版への置換え)が決定され、2023年3月1日から実施されることになりましたのでお知らせします。

なお、品目別規則の改正に伴い「運用上の規則」も改正され、品目別規則の改正に伴う経過措置が以下のとおり規定されています。(詳細は「運用上の規則」(英文)(2023年3月1日～)参照)

- 改正前の品目別規則(HS2002版)に基づき発給された原産地証明書は、有効期間内(発給の日から1年間)は輸入通関時に有効なものと認められます。
- 品目別規則の改正前に輸出された貨物について、改正後に遡及的に発給される原産地証明書については、改正後の品目別規則(HS2017版)に基づき発給されません。

[AJCEP品目別規則\(附属書2\)\(和文\)\(2023年3月1日～\)](#)

[AJCEP品目別規則\(附属書2\)\(英文\)\(2023年3月1日～\)](#)

[「運用上の規則」\(英文\)\(2023年3月1日～\)](#)

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 70.10 項	耐熱ガラス製のふた	台所用調理器具とは別に提示されるガラス製のふたは第 70.10 項に分類されることを明確化。
第 84.19 項	低温蒸気ホルムアルデヒド (LTSF) 滅菌器	滅菌剤を加熱して使用する滅菌器は、温度変化による方法により材料を処理する機器として第 84.19 項に分類されることを明確化。
第 85.18 項	集積回路	マルチコンポーネント集積回路 (MCO) を含む集積回路は、シリコンマイクロホンであっても第 85.18 項ではなく、集積回路として第 85.42 項に分類されることを明確化。

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2007.99 号	フルーツプレッド	70 度で真空濃縮調理をして得られたフルーツプレッドについて、果実のジャムとして、第 2007.99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2101.20 号	ハーブ茶濃縮物	マルトデキストリン、緑茶エキス、紅茶エキス、カフェイン粉末等から成る調製品について、茶のエキスをもととした調製品として、第 2101.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2304.00 号	大豆のフレーク	脱脂した大豆のフレークについて、大豆油かすとして、第 2304.00 号に分類（通則 1）
第 2403.99 号 第 2404.91 号	使い切りの経口ニコチンパウチ	経口摂取用のニコチンパウチのうち、たばこを含有するものについて、その他の製造たばことして第 2403.99 号に分類（通則 1 及び 6）し、たばこを含有しないものについて、ニコチンを含有するその他の物品として第 2404.91 号に分類（通 1 及び 6）
第 2403.99 号	かぎたばこ	鼻腔（くう）から吸い込むかぎたばこについて、その他の製造たばことして、第 2403.99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404.12 号	吸引器	カートリッジ内のニコチンをマウスピースから吸い込む吸引器について、ニコチンを含有する非燃焼吸引用の物品として、第 2404.12 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404.12 号	ニコチンパック	電子たばこ用のリキッドに添加して使用するニコチンを含有する混合物について、ニコチンを含有する非燃焼吸引用の物品として、第 2404.12 号に分類（通則 1 及び 6）
第 2404.19 号	精油拡散器	精油とグリセリンの混合物があらかじめ充填され、蒸気を口及び鼻に吸引するためのデバイスについて、その他の非燃焼吸引用の物品として、第 2404.19 号に分類（通則 1 及び 6）
第 3305.10 号	シャンプージェル	頭髮の他皮膚の洗浄等に使用可能な調製品について、せっけんではなく、シャンプーとして、第 3305.10 号に分類（通則 1 及び 6）
第 3808.94 号	イソチアゾリノン誘導体をもととした広範囲抗菌活性を有する抗菌剤	殺菌剤と微生物を死滅させる消毒剤としての特性を有する抗菌剤について、消毒剤として、第 3808.94 号に分類（通則 1、3 (c) 及び 6）

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 3916.90 号	詰替え用 ABS モノフィラメント	3D プリンターに使用される詰替え用の ABS モノフィラメントについて、3D プリンターの部分品ではなくプラスチックの単繊維として、第 3916.90 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）
第 3926.90 号	フロアマット	運動の際に使用される多泡性プラスチック製のフロアマットについて、身体トレーニングに使用する物品ではなくその他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4011.20 号	タイヤ	建設現場等で使用される貨物輸送車両用に設計されたゴム製の空気タイヤについて、貨物自動車用のゴム製の空気タイヤとして、第 4011.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4404.10 号	端をとがらせた木製のポール	端をとがらせた円形又は半円形の木製のポールについて、木製のくいとして、第 4404.10 号に分類（通則 1 及び 6）
第 4421.99 号	端をとがらせた木製のポール	端をとがらせた正方形又は長方形の木製のポール（縦にひいたもの）について、その他の木製品として、第 4421.99 号に分類（通則 1 及び 6）
第 6305.39 号	布団袋	主として人造繊維製の不織布から成る販売用の布団を包装する袋について、包装に使用する種類の袋として、第 6305.39 号に分類（通則 1 及び 6）
第 7010.20 号	耐熱ガラス製のふた	台所用調理器具とは別に提示されるガラス製のふたについて、台所用のガラス製品ではなく、ガラス製のふたとして、第 7010.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8471.60 号	デジタルスマートペン	ボールペンであると同時に、手書き文字等をデジタルファイル変換する機能を有するスマートペンについて、入力装置として、第 8471.60 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8479.89 号	2 段階の速度の床磨き機	業務用の床磨き機について、その他の機械類として、第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8504.40 号	電子速度制御装置	主電源の電圧を調整する装置について、スタティックコンバーターとして、第 8504.40 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8528.62 号	プロジェクター	講義室等で使用するよう設計された自動データ処理機械と接続するためのコネクタを有するプロジェクターについて、自動データ処理機械に直接接続ことができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたプロジェクターとして、第 8528.62 号に分類（通則 1 及び 6）

(参考)

主な改正の概要（令和4年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8703. 22 号	マイルドハイブリッド車	エンジンの始動停止動作等を補助するスターター/発電機を搭載しているが電動機のみでは走行できない自動車について、ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載した自動車として、第 8703. 22 号に分類（通則 1 及び 6）
第 9405. 42 号	透写用のライトボックス	透写等に使用するライトボックスについて、その他の電気式の照明器具として、第 9405. 42 号に分類（通則 1 及び 6）